総 務

1 定年の段階的引上げ

		→改正地方公務員法施行									
	令和4年度末 (2022年度末)	令和5年度末 (2023年度末)	令和6年度末 (2024年度末)	令和7年度末 (2025年度末)	令和8年度末 (2026年度末)	令和9年度末 (2027年度末)	令和10年度末 (2028年度末)	令和11年度末 (2029年度末)	令和12年度末 (2030年度末)	令和13年度末 (2031年度末)	令和14年度末 (2032年度末)
定年年齢→		定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳	
昭和37年度生まれ	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	退職	再任用									
昭和38年度生まれ	59歳	l 60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
		i ! !	退職 再任月			用					
昭和39年度生まれ	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
		 			退職		 再任用 				
昭和40年度生まれ	57歳	 58歳 	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
		 					退職	再任	·用		
昭和41年度生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
									退職	再任用	
昭和42年度生まれ	55歳	I 56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
		 									退職

山形県職員の定年引上げについて

2 定年引上げ後の60歳以降の働き方の選択肢

